第1回子どもの権利部会

令和2年8月27日(木) 午前9時30分~11時30分 桜町上水会館 集会室AB

次第

- 1 開会
- 2 勉強会(日本体育大学 半田勝久准教授)(90分) 子どもオンブズパーソンについて
- 3 質疑応答
- 4 その他

配布資料

(事前配布) 資料 1 次第 資料 2 部会員名簿 (当日配布) 勉強会資料

小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会委員名簿

選任区分	推薦母体等	氏 名	部会長
学識経験	モンゴル マルガド大学	小川 順弘	
教育、	民間保育園長会	長岡 好	
支援機関等、子ども・子な	民生委員児童委員協議会	古源 美紀	
サ子育 て	小金井子育で・子育ち支援 ネットワーク協議会	水津 由紀	0
公募	市民	鈴木 隆行	
公募委員	保育施設利用児童の保護者	石川 健一	

2020年8月27日(木)9:30~11:30 小金井市第1回子どもの権利部会 於:桜町上水会館 集会室A・B会議室

子どもオンブズパーソンについて

日本体育大学准教授 世田谷区子どもの人権擁護委員 名古屋市子どもの権利擁護機関参与 半田 勝久

みなさんとともに考えたいこと

- □ ①子どもの権利と子どもの権利条約
- □ ②子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護機関)の 機能と日本におけるあゆみ
- □ ③「自治体が設置する権利擁護機関アンケート調査」 結果から見えてくること
- ④小金井市子どもオンブズパーソンをどのように作り 上げていくか

子どもの権利思想の源流ともいえる ヤヌシュ・コルチャック博士の思想



- ポーランド・ワルシャワ生まれ のユダヤ人(1878-1942年)
- 第1次世界大戦後、戦争で犠牲となった子どものために家と学校が一つになったような孤児院を作り、子どもの権利に根差した活動をする。
- ナチス・ドイツの迫害のもと、 1942年8月トレブリンカ絶滅収 容所へ強制移送となり子ども とともにガス室で殺害される。

子どもの中に人間を見る

- 「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間なの だ。」『隣人愛』(1899年)
- 「人間を認識すること、つまり、まず何より子どもを千通りの方法で研究することだ。別の方法があるのか、私の方法はそれに劣るだろうか。いややはり私はこれでやる。学問的にではなく、家庭でやるやり方で、観察する、肉眼で。」『感性』(1927年)
- 「・・・百人の子どもは百人の人間だ。それは、いつか、どこかに現れる人間ではない。まだ見ぬ人間ではなく、明日の人間ではなく、すでに今、人間なのだ。小さな世界ではなく、世界そのものなのだ。小さな人間ではなく、偉大な人間。"純粋無垢"の人間ではなく、人間としての価値、長所、個性、志向、希望を確かに持った存在なのだ。」『愛』寄(1920年)
- 「子どもというものは、私たち(大人)と等しく人間的な価値をもっているものだ。」『おもしろ教育学』(1939年)

出典:塚本智宏『子どもにではなく子どもと コルチャック先生の子育 て・教育メッセージ』かりん舎、2018年

子どもと共に生きるために

- 「私たちは、子どもに、自らを組織することを許していない。 彼らを軽視し、信ずることもなく、好感を持っていないし、彼 らのことを配慮するわけでもない。だとすればもはや、専 門家の関与なしにすますことはできない。この専門家とは、 いうまでもなく子どものことだ。」『尊重』(1929年)
- 「知性においては違いは見えない――子どもたちと私、同じ思考のプロセス。みな、まさに同じもの。私は長く生きているだけのことだ。しかし、感性の分野では子どもは違う。だから議論すべきではない。そうではなくて、一緒に感じることが必要なのだ。子どものように喜んだり、悲しんだり、愛したり、怒ったり、恨めしく思ったり、はずかしくなったり、心配したり、信じたりすることだ。これは自分ではどうしたらいいのか、もしわかったのであれば、他人にどのように教えたらいいのか。」『感性』(1927年)

「子どもには疲れる」と、あなたは言う

「『子どもには疲れる』と、あなたは言う。そのとおりだ。しかし、つぎのように説明するとき、あなたは間違っている。『だって彼らの考えまで降りなきゃならないのだから。そこまで降りて、身をかがめ、腰を曲げ、身体を縮めなきゃならない』私たちが疲れるのはそのためではない。そうではなくて、彼らの感性の高みにまで昇らなければならないからだ。高みをめざして、つま先立ち、背伸びをしてだ。無礼にあたらないように。」『もう一度』(1925年)

	子どもの権利に関する年表		
1924年	ジュネーブ宣言	・一般に不利な条件にある子どもに特別な保護を保障	
1945年	国連結成	・「すべての者のために人権及び基本的人権を尊重するように助 長奨励することについて、国際協力を達成すること」(国際連合憲 章第1条第3項)を目的	
1948年	世界人権宣言	・子どもの権利に関する条項	
		「生活保障」、「教育を受ける権利・教育の無償性・初等教育の義 務性」など	
1959年	児童(子ども)の権利 に関する宣言	・子どもを救済や保護の対象としてばかりでなく、人権享有の主体 そして権利行使の主体として社会的に承認し、その上で、子ども の人権として保障する権利の内容を具体的に指し示した	
1966年	国際人権規約	・「世界人権宣言」を法的拘束力をもつ規約へ	
	社会権規約(A規約)	・子どもの権利を初めて国際的に法で承認	
	自由権規約(B規約)	「未成年者としての地位に必要とされる保護措置を、家庭、社会、 および国家から受ける権利」、「出生後直ちに登録され、名前をつ けられる権利」、「国籍を得る権利」	
1979年	国際児童年	・「子どもの権利宣言」から20周年、この年までに「子どもの権利 宣言」を法的に拘束力をもつ条約にしようとする動き ・ポーランドが中心となり原案を作成	
1989年	児童(子ども)の権利 に関する条約	子どもの権利における詳細な規定が、国際条約として国連総会で 全会一致で採択	
1994年	日本批准	日本が「子どもの権利条約」を批准、158番目の締約国となる。	

子どもの権利条約の一般原則

- 子どもの権利条約は、1989年11月20日に国連総会において全会一致で採択された世界共通の基準。 ⇒ 昨年は国連採択30年、国内批准25年
- いかなる種類の差別の禁止(2条)
- 子どもの最善の利益の第一次的考慮(3条)
- 生命・生存・発達の確保(6条)
- 子どもの意見の尊重・参加権の保障(12条)

子どもの権利条約 ~4つの柱と基本原則~

生存権

Provision (供与) 発達権

- ・健康に生まれる権利
- ・安全な水・空気・食物を得る権利
- ・健やかに成長する権利
- ・教育を受ける権利
- ・休んだり遊んだりする権利
- ・情報を得る権利

〔差別の禁止〕〔生きる、育つ、発達する権利〕 〔子どもの最善の利益の確保〕〔子どもの意見の尊重〕

保護される権利

Protection (保護)

- *虐待・放任・搾取からの保護
- ・有害な労働・行為・慣行からの保護
- 特別な状況下からの保護

参加権

Participation(参加)

- ・自由に意見を表明する権利
- ・グループを作ったり自由に集会する 権利
- ・社会的な活動に参加する権利

子どもの権利条約を絵に描いた餅にしないように

10

1990年代初頭 子どもの権利条約批准運動

並行して批准後の条約実施に関するモニタリング制 度構築への模索

- □ ①国連・子どもの権利委員会の条約実施状況の研究
- □ ②子どもの権利条例研究
- □ ③子どものためのオンブズマン(オンブズパーソン)制度の研究

自治体における子どもの相談窓口の課題

11

- □ ① おとなの相談がほとんどで、子ども自身が安心して 相談できる設計となっていない
- □② 縦割り行政の影響もあり相談項目が限定されている場合が多い
 - ⇒ワンストップ・サービスにはなっていない
- □ ③ 相談から救済につながりにくい
- □ ④ 当事者間のトラブルを調整するのが困難な場合が 多い 等々

子どもオンブズマン(オンブズパーソン)とは

- □ 子どものSOSのサインや声を受け止め、子どもの置かれた現実や気持ちに寄り添いながら、子どもとともに解決策を探り、必要に応じて子どもをめぐる緊張した関係性の調整や是正を講ずることにより権利擁護を図り、もって子どものエンパワメントを支援する独立性と専門性を有する公的第三者機関
- ⇒「子どもオンブズパーソン」「子どもコミッショナー」「子どもアドボケーター」「子どもの人権(権利)擁護官」とも呼ばれている

子どもオンブズパーソンはオンブズマンの一形 態

13

□ オンブズパーソン(大辞林 第三版)

[スウェーデン ombudsman + 英 person、「代理人」の意] 国民の行政機関に対する苦情処理や、行政活動の監視・告発などを行うことを職務とする者。行政監察委員。

□ 子どもオンブズパーソンとは

スウェーデンで確立したオンブズマン制度が世界各地に受容されていく過程でその形態や対象領域が変化し、子どもの利益・権利の擁護・促進を目的とし設置されている独立した公的第三者機関。国連・子どもの権利委員会(the Committee on the Rights of the Child)においてもその必要性が強調されており、このような独立機関を設置するよう締約国に対して奨励している。

□ 1981年 ノルウェーで世界で初めて公的な子どもオンブズマン(Barneombudet)が誕生

子どもオンブズパーソンの機能

- □ 子どもの相談対応、個別救済機能
- □ 個別の案件から浮かび上がった課題や問題点をもと に、関係機関等に意見を表明したり、是正を要請した りすることにより、現状や制度を改善していく機能
- □ 子どもの権利侵害の状況が改善されたか、制度上の 問題が改善されたかについてのモニタリング機能
- □ 子どもの権利についての広報・啓発、教育機能

1994年4月日本:子どもの権利条約批准

15

「いじめ」の社会問題化

- 第1のピーク
 - 1985年福島県いわき市立中学校3年生いじめ自殺事件
 - 1986年東京都中野富士見中学2年生いじめ自殺事件
- 第2のピーク
 - 1994年愛知県西尾市立中学校2年生いじめ自殺事件
- 第3のピーク
 - 2005年北海道滝川市小学校6年生いじめ自殺事件
 - 2006年福岡県筑前町立三輪中学校2年いじめ自殺事件
 - 2006年岐阜県瑞浪市中学校2年生いじめ自殺事件
- 第4のピーク
 - 2011年滋賀県大津市の中学2年生がいじめ自殺事件

自治体、教育委員会、民間の対策

- 第2のピーク以降
 - 自治体における子どもの相談・救済制度の充実が 検討され始め、教育委員会や自治体における既存 の制度の充実に加え、学校においてはスクールカ ウンセラーの配置、民間団体においてはチャイルド ライン(1998年世田谷が日本初)が開始された。

いじめを「子どもをめぐる人間関係を背景とした人権問題」と捉え、いじめなどでつらい状況下にある子どもの話を聴くだけではなく、子どもの現実や気持ちに寄り添って救済していくというしくみが構想されてこなかった。

17

子どもの権利を擁護・促進する 仕組みの必要性が認識され始める



子どもオンブズパーソン制度に着目

日本における子どものオンブズパーソン制度検討期

19

- □ 川西市において子どもの人権オンブズパーソン検討・設置
 - □ 1995年4月 子どもの人権を守るオンブズマン制度の創設が 提起
 - □1997年9月 教育委員会の付属機関として設置する条例試案
 - □1998年6月 国連・子どもの権利委員会総括所見(*)
 - ■「子どもたちの権利の実施を監視する権限を持った独立機関が存在しないことを懸念」し、「子どもの権利のためのオンブズパーソンまたはコミッショナーを創設するかのいずれかの手段により、独立した監視機構を設置するために必要な措置をとるよう勧告」
 - 1998年12月 市長の付属機関に修正され、日本で始めて子 ども固有のオンブズパーソンが個別条例に基づいて設置

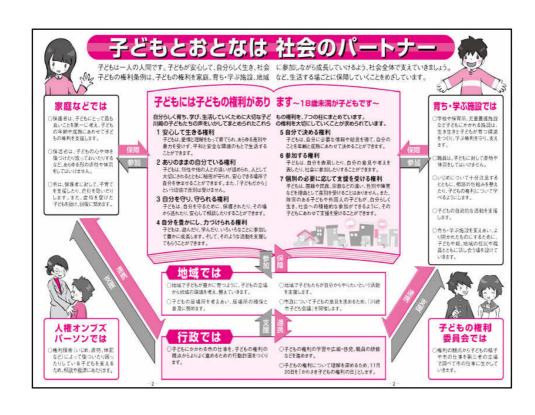
川崎市において総合条例制定

20

- 条例案作りの過程で市民参加・子ども参加を推進し、会議・資料などすべて公開のもと200回を超える会合を実施
- □ 1998年9月「川崎市子どもの権利条例検討連絡会議」(座長:篠原一東京大学名誉教授)に条例案づくりを諮問⇒「川崎市子ども権利条例調査研究委員会」(座長:喜多明人 早稲田大学教授)が設置
- □ 2000年12月 「川崎市子どもの権利に関する条例」全会一致で可決

第35条(相談及び救済)の具現化を検討

□ 2001年6月 「川崎市人権オンブズパーソン条例」制定





全国における子ども施策の推進

23

- □ 子どもの権利条約の国内批准(1994年)を受け、1995年 地方分権推進法、1999年地方分権一括法により地方 自治の再構築が進み、自治体レベルで子どもの権利条 約を活かそうと様々な子ども施策が展開される。
 - □例:子育て·子育ち支援、子どもの居場所、子どもの相談·救済、子どもの意見表明·参加など
- □ 子どもの権利救済に関する個別条例
 - □ 岐南町子どもの人権オンブズパーソン条例(2001年3月、ただし 2012年6月12日廃止)
 - □ 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例(2002年3月)
- □ 子どもの権利に関する総合条例
 - □ 多治見市子どもの権利に関する条例(2003年9月)が制定され、 子どもの相談・救済機関が設置

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの開催

24

- □ 2002年より「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム」が開催
 - □ 自治体の相互交流や職員と実践者・研究者との交流を活性化
 - □ 各自治体の子ども施策の現状と課題を把握

⇒その後、毎年開催され、「子どもの相談・救済」「子ども条例」 「子どもの居場所」「子ども参加」「子ども計画」などについての分 科会などが活発に行われることとなる。

※2019年度は東京都立川市にて2020年1月26日に開催 2020年度は新型コロナウィルス感染症問題のため2021年度に 延期(兵庫県明石市開催予定)

自治体シンポ 子どもの権利条約総合研究所 Web検索

子どもにやさしいまちづくり(Child Friendly Cities) 一行動のための枠組み(UNICEF)

25

- □ 地方自治体が主導する子どもの権利条約の実施プロセス
- 目的:子どもの権利を承認・実現することによって子 どもたちの生活をいま向上させ、そのことによって現 在の、そして未来のコミュニティをよりよい方向に変え ていくこと
- それぞれの自治体が、運営、環境、サービスのあらゆる面でより子どもにやさしいものになっていくことを援助するための枠組み

9つの基本構造

- □ 1. 子ども参加
- □ 2. 子どもにやさしい法的枠組み
- □3. まち全体の子どもの権利戦略
- □ 4. 子どもの権利部局または調整のしくみ
- □5. 事前・事後の子ども影響評価
- □ 6. 子ども予算
- □7. 定期的な自治体子ども白書
- □8. 子どもの権利の周知
- □ 9. 独立した子どもアドボカシー

子どもの相談・救済制度の広がり

27

□ 目黒区(2005年12月)、名張市(2006年3月)、豊島区(同年3月)、秋田県(同年9月)、志免町(同年12月)において子ども条例が制定され、それに基づき子どもの相談・救済機関を設置

世田谷区は2002年に「世田谷区子ども条例」を施行

(相談と擁護)

第15条 区は、子ども自身からの相談や子どもについての相談に対し、すみやかに対応するとともに、必要なときは、擁護するよう努めていきます。

⇒区としての相談と擁護に関する基本的 な考え方を示したもので、具体的な「子ど もの人権擁護委員」の規定はなかった。 名古屋市は2008年に「なごや子ども条例」 を施行

(虐待、体罰、いじめ等の救済等) 第14条 市は、保護者、地域住民等、学校 等関係者及び関係機関と連携し、及び協 働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談 及び救済のために必要な措置を講じなけ ればならない。

⇒当時は、子どもの権利侵害からの回復 及び子どもの権利の保障のための措置を 講ずる「子どもの権利擁護委員」は規定さ れていなかった。

省庁主導で窓口が設置される

- □ 文部科学省(「24時間いじめ相談ダイヤル」を設置)
 - 2007年2月7日より子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめなどの悩みをより簡単に相談することができるよう、全国統一の電話番号を設定。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。
- □ 法務省人権擁護局(「子どもの人権110番」設置)
 - □ 子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用電話相談窓口として「子どもの人権110番」が設置。相談は、全国の法務局・地方法務局において、人権擁護事務担当職員および人権擁護委員(子どもの人権専門委員)が受けている。相談は無料、秘密厳守にて対応。
 - □ 2007年2月には、いじめ問題相談への強化的な取り組みとして 法務省と人権擁護委員連合会が「SOSミニレター」を作成し、全 国の小中学校を通じて配布し始める。

公的第三者機関の広がり

- □ 総合条例を制定し、公的第三者機関を設置
- (※条例制定の年月日)

- •豊田市(2007年10月)
- •札幌市(2008年11月)
- •筑前町(同年12月)
- •岩倉市(2009年4月)
- •日進市(同年9月)
- •筑紫野市(2010年3月)
- ·幸田町(同年12月)
- •宗像市(2012年3月)
- ・北広島市(同年6月) ·青森市(同年12月)
- •松本市(2013年3月)
- ・士別市(同年2月)
- •市貝町(同年12月)

- •宝塚市(2014年6月)
- •長野県(同年7月)
- •相模原市(2015年3月)
- •東員町(同年6月)
- •芽室町(2016年3月)
- 条例改正
- ·西東京市(2018年9月)
- 現在では、34自治体で 子ども条例に基づく公的 第三者機関が設置されて いる。
- □ 原則条例を改正し、公的第三者機関を設置
 - 世田谷区(2012年12月)
- □ 個別条例を制定し、総合オンブズマンに子どもの人権オンブズマンの職務 ·国立市(2016年12月)

「子どもの相談・救済に関する関係者会議」の 開催

- □「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム」の開催に 伴い「子どもの相談・救済に関する関係者会議」が開かれること となった。
- □ 各自治体における活動状況の報告にとどまらず、研究者がコーディネーターとなり実務者(オンブズパーソン、権利擁護委員、 相談員・調査員、事務局担当者等)による非公開の情報交換、 制度実践上の課題や制度運営上の課題の検討、事例検討会を 行っている。
- □ 同会議の役割・意義は、それぞれの実践事例を検討するなかで オンブズワークとは何かを討究するとともに、全国的な子どもの 救済機関のネットワーク構築につながっている。
- □ 参照:子どものためのオンブズパーソンヨーロッパネットワーク (The European Network of Ombudspersons for Children (ENOC))
 - ※2019年度は東京都立川市にて2020年1月25日(土)開催

子どもの権利に関わる法律の制定

31

- □ 2009年 子ども・若者育成支援推進法
 - □第1条(目的)「児童の権利に関する条約の理念 にのっとり」
- □ 2013年 いじめ防止対策推進法
 - □第1条(目的)「児童等の尊厳を保持するため」
- □ 2013年 子どもの貧国対策推進法
 - □第1条(目的)「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため」

子どもの権利に関わる法律の制定・改正

- □ 2016年 児童福祉法改正
 - □ 第1条「児童の権利に関する条約の精神にのつとり」
 - □ 第2条「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」
- □ 2017年 <u>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律</u>
 - □ 第1条(目的)「児童の権利に関する条約等の教育に関する条約 の趣旨にのっとり」
- □ 2019年 <u>児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法</u> 律改正
 - □ 親権を持つ者等による体罰の禁止
 - □ 児童が意見を述べる場合における配慮及び児童の意見表明権

「解決主体としての子ども」を中心におくアプローチ

33

- □ 相談・救済における子ども参加・意見表明
 - □解決の主体としての参加・意見表明
 - □子どもが置かれた現実や気持ちに寄り添い、子どもとと もに考える
 - □自分と真剣に向き合ってくれるおとなと出会うことの意味
- □子どもの最善の利益の確保の視点
 - □教育学・心理学・福祉学・法学・医学・子ども学などからの包括的アプローチ
 - □子どもを取り巻く関係性の再構築
 - □関係機関等との連携(縦・横・斜めの接続)

国連・子どもの権利委員会からの総括所見 (2019年2月)

34

独立の監視

- □ 12. 地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。
- □ (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、 調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を 監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- □ (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則(パリ原則)の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

パリ原則に基づく国内人権機関の責務

35

- □ パリ原則(General Assembly resolution 48/134 of 20 December 1993, annex.)
 - □①政府、議会及び関係機関への人権の促進及び擁護 に関するすべての事項についての意見表明、勧告、提 案及び報告を提出すること
 - □②国際人権条約と国内法の調和並びに効果的な実施 の促進、国連等へ提出する報告への貢献
 - □ ③人権に関する教育や研究のためのプログラム策定 と実施
 - □ 4 国連や関連機構及び他国の国内機構との協力
 - □ ⑤情報提供と教育を通じて社会に問題意識を喚起すること

子どもの権利条約一般的意見2号を踏まえた子どもオンブズパーソンの責務

- □ パリ原則(General Assembly resolution 48/134 of 20 December 1993, annex.)について、子どもの権利条約一般的意見2号(CRC/GC/2002/2)を踏まえ、子どものオンブズパーソンについて子どもの権利に即して換言すると、
 - □ ①子どもの利益・権利の擁護及び代弁
 - □②子どもの権利条約の実施・報告
 - □③子どもの権利の教育・啓発
 - ④CRCや他国の子どもオンブズパーソン・国内人権 機関とのネットワークの形成
 - □ ⑤子どもの権利の公的良心の喚起

今後の展望

37

- □ 公的第三者機関どうしの情報交換や経験交流
 - □「子どもの相談・救済に関する関係者会議」の継続・進展
 - □ 北海道、関東、中部、北陸、関西、九州地区といったように地域ごとでローカルネットワークを組み、公的第三者機関の役割を深めるとともに、地域固有の問題を解決につなげていくような体制の整備
 - 子どもの権利条約総合研究所北海道事務所の取組
 - 子どもの権利条約総合研究所関西事務所、子ども情報研究センターの取組
 - 東海地区「子ども条例」ネットワークの設立
 - ■「福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会」における取組
 - ■「子どもにやさしい北陸ネット」(仮称)の設立に向けて準備が進められている
- □ アジア子どもの権利フォーラムから子どものためのオンブズパーソンアジア ネットワーク(The Asian Network of Ombudspersons for Children (ANOC)) の構築へ

「自治体が設置する権利擁護機関 アンケート調査」結果から

公益社団法人子ども情報研究センター 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研 究課題9

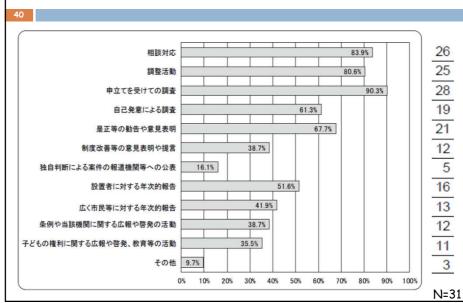
「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書(委員長:堀正嗣)

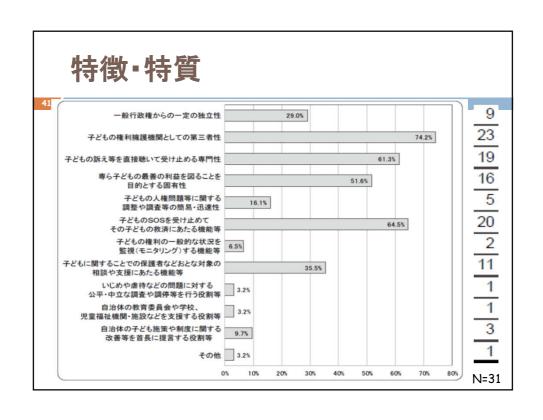
条例上の位置づけ

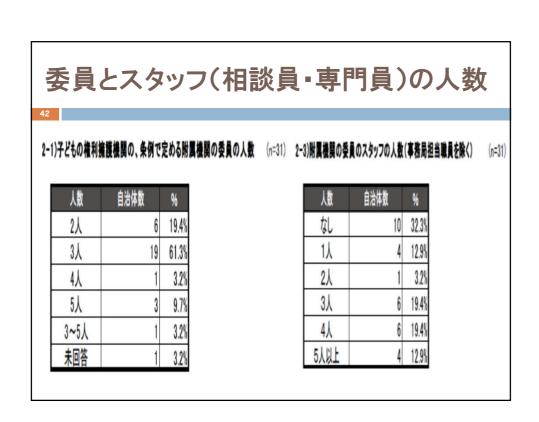
選択	肢	自治体数	%
1	首長の附属機関	26	83.9%
2	教育委員会の附属機関	2	6.5%
3	首長・教育委員会共同の附属機関	1	3.2%
4	その他	2	6.5%

(その他:回答では「その他」になっているが当該自治体の条例の内容からは首長の附属機関と考えられる。) N=31









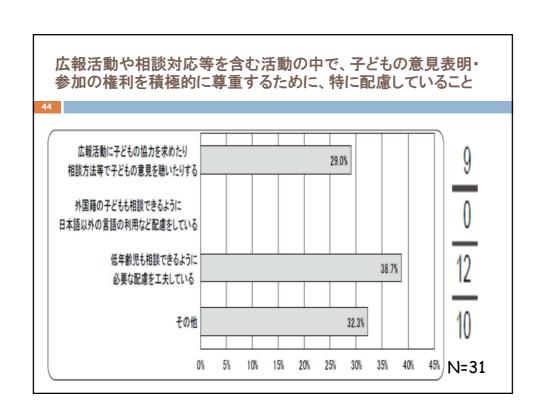
委員1カ月1人あたりの出勤回数

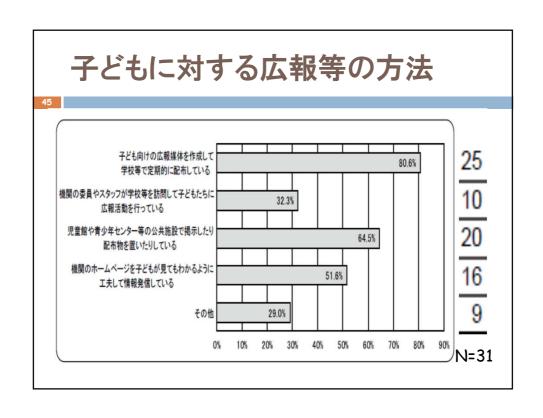
43

2-1)子どもの権利擁護機関の附属機関の委員1カ月1人あたりの出務回数(日数) (n=31)

回数	自治体数	%
00	2	6.5%
1回未満	8	25.8%
1~2回	8	25.8%
3~4回	5	16.1%
5回以上	4	12.9%
適宜·随時	3	9.7%
未回答	1	3.2%

N=31





2016年度の年間相談受付件数

. . .

4-1)2016年度の年間相談受付件数 (n=31)

延べ件数	自治体数	%
0件	7	22.6%
1件~50件未満	5	16.1%
50~100件未満	1	3.2%
100~500件未満	9	29.0%
500~1000件未満	5	16.1%
1000件~	3	9.7%
不明	1	3.2%

^{*2}自治体は延べ件数のみ回答し、実案件数は不明。

実案件数	自治体数	%
0件	8	25.8%
1件~50件未満	6	19.4%
50~100件未満	4	12.9%
100~500件未満	9	29.0%
500~1000件未満	1	3.2%
1000件~	0	0.0%
不明	3	9.7%

子どもからの相談が占める割合

47

4-2)2016年度の相談(延べ件数)の中で子どもからの相談が占める割合 (n=31)

子どもが占める割合	自治体数	%
0%	10	32.3%
1~25%	6	19.4%
26~50%	5	16.1%
51~75%	5	16.1%
76~99%	4	12.9%
100%	0	0.0%
未回答	1	3.2%

調整活動の件数

48

4-6)2016年度の調整活動の件数 (n=31)

延べ件数	自治体数	%
0件	12	38.7%
1~50件未満	6	19.3%
50件~100件未満	2	6.5%
100件~500件未満	3	9.7%
500件~	2	6.5%
不明・未回答	6	19.3%

実案件数	自治体数	%
0件	13	41.9%
1~50件未満	11	35.5%
50件~100件未満	0	0.0%
100件~500件未満	0	0.0%
500件~	0	0.0%
不明・未回答	7	22.6%

調査活動の延べ件数と実案件数

49

4-7)子どもの権利擁護機関設置後現在までに実施した調査活動(申立てまたは自己発意により条例上の権限を 行使する活動)の延べ案件数と実案件数(現在までに扱った案件数) (n=31)

延べ件数	自治体数	%
0件	8	25.8%
1~50件未満	13	41.9%
50件~100件未満	0	0.0%
100件~500件未満	2	6.5%
500件~	2	6.5%
不明・未回答	6	19.4%

実案件数	自治体数	%
0件	8	25.8%
1~50件未満	15	48.4%
50件~100件未満	1	3.2%
100件~500件未満	2	6.5%
500件~	0	0.0%
不明·未回答	5	16.1%

制度運営の現状 小括1(吉永)

- ①「子どもの意見の尊重(12条)を通して子どもの最善の利益(3条)をめざすアプローチ」が、救済制度の相談活動として具体化されてきたといえる。
- ②「第三者機関」と位置づけられる一方で、その独立性を担保するための具体的な仕組み、予算措置、人員配置など条件整備が不十分な状態。
- ③子どもの救済に特化した制度とされている一方で、その救済の機能としては、条例上の権限を行使しない相談や調整が中心となりがちな傾向。

制度運営の現状 小括2(吉永)

- ④子どもの声を聴く専門機関とされている中で、その専門性の内容として弁護士と大学教員が共通するほか、臨床心理や教職経験等が少なくない。
- ⑤子どもの権利(子ども救済)にかかわる公的第三者機関としての制度改善やモニタリングの機能は、追求/発揮されているとはあまりいえない。
- ⑥オンブズマン的特質である「簡易迅速性」があまり考慮されていない現状は、「申立て」や「調査」のハードルを高くする結果にもなっている。

(2019年7月6日子どもの権利条約総合研究所 研究会(公開) <u>吉永省三「子どもの相談・救済と公的第三者機関のあり方」より</u> 本調査子ども権利擁護機関調査研究小委員会委員長)

小金井市子どもオンブズパーソンを どのように作り上げていくか

子どもオンブズパーソンの生命線

- □ 子ども自身が安心して相談できる機関として
- □ 子どもの意見表明・参加の権利の積極的尊重
- □独立性と専門性の確保
- □簡易迅速性
- □信頼の獲得、信頼関係の構築

設置者(首長等)が担う諸課題

- □ 制度設計のための議論(子どもの権利部会における議論)
 - □ 既存の相談・救済機関との関係
 - □ 子どもオンブズにどういった機能を求めているのか
- □ 事前調査の分析(青少協子どもアンケート結果等の分析他)
- □ 制度設計:条例、規則、要綱、要領、その他
- 人事構成:擁護委員の委嘱、調査・相談員の人選、事務局職員の配置
- □ 制度に係る自治体・学校等職員対象の研修(「子どもの権利」「擁護機関」の共通言語化(役割、必要性などの共通理解)から。。。)
- □ 制度に係る市民・子どもへ対象の広報・宣伝
 - □ 知ること ―― 分かること ―― 活用すること
- □ 制度運営のための予算編成
- □ 擁護機関の職務遂行への協力
- □ 擁護機関の調査結果(勧告/意見表明等)を積極活用する方策
- □ その他、円滑な制度運営に必要な条件整備

子どもの権利擁護機関が担う諸課題

55

- □ 相談業務(子ども支援)
- □ 調整活動・・・他機関連携(個別救済)
- □ 調査活動(個別救済、制度改善提言)
- □ 設置者等に対する勧告/意見表明(個別救済、制度改善提言)
- □ 子どもの権利のモニタリング(市政等が子どもの権利基盤となっているか、 子どもの権利侵害の状況が改善されたか、制度上の問題が改善された かなどについてのモニタリング機能)
- □ 子どもの権利に係る教育・啓発活動(予防的活動)
- □ 機関会議の運営・・・機関決定手続きとその自律性の確保、独自要綱等 の制定
- □ 研究・研修の実施(機関構成員の自主・主体の取り組み)
- □市民への公表
- □ 設置者への条例運営報告
- □ その他、円滑な条例運営のための設置者との対話 他

参考文献・サイト

- 喜多明人・吉田恒雄・荒牧重人・黒岩哲彦編『子どもオンブズパーソン ー 子どものSOSを受け止めて』日本評論社、2001年
- □ 荒牧重人・喜多明人・半田勝久編『解説 子ども条例』三省堂2012年
- 喜多明人・荒牧重人・森田明美・内田塔子・半田勝久編著『子どもにやさしいまちづくり[第2集]』日本評論社、2013年
- 子どもの権利条約総合研究所編著「子どもの相談・救済ガイドブック」(「子どもの権利研究」第26号)日本評論社、2015年
- □ 荒牧重人・半田勝久・吉永省三編『子どもの相談・救済と子ども支援』日本 評論社、2016年
- 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題9 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書(委員長:堀 正嗣)
- □ 川崎市「子どもの権利施策」ホームページ http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-0-0-0-0-0.html
- せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)ホームページ http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html

ご静聴ありがとうございました

小金井市イメージキャラクター こきんちゃん

